

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 (案)に係るパブリックコメント実施要領

1. 目的

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)について、皆様のご意見をお伺いするものです。

2. 背景

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例は、平成13年4月に施行後、5回の改正を経て、平成30年4月に行った改正から現在にいたっています。

その間、社会情勢も変化し、市内の人口も増加し、樹木葬を求めるなど多様化してきている。その一方、市内の墓地の状況は全体の空き区画数としては、十分な数があるが、寺院墓地については、区画が不足しているところもあり、最近、墓地を経営する寺院から墓地新設の申請やそれに関する相談、要望が市に寄せられている。

本市の条例では、墓地に関しては、住宅等からの距離要件が規定されているが、寺院墓地を拡張するにあたり距離要件により許可できないケースがあり、空き墓地のない寺院等や墓地を求める市民の要望に応えるため所要の改正を行うものである。

3. 趣旨

墓地の建設における、環境基準について条項を新たに追加する条例の改正を行います。

4. 条例の改正(案)

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)のとおりです。

5. 改正(案)等の公表

(1) 閲覧場所

ア 環境政策課(市役所第1庁舎3階)

イ 情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)

ウ 市内各出張所、各公民館、おおたかの森センター、各図書館、生涯学習センター(流山エルズ)、クリーンセンター

(2) 流山市ホームページ

6. 意見等を提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

7. 意見等の募集期間

令和2年11月19日(木)～令和2年12月18日(金)【必着】

8. 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式(任意様式も可)に住所、氏名を明記し、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面を持参のいずれかの方法で提出してください。

9. その他

- (1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理した上で条例策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、環境政策課(市役所第1庁舎3階)、情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱いません。

10. 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 環境部 環境政策課

(市役所第1庁舎3階)

TEL 04-7150-6083

FAX 04-7158-9777

電子メール kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp